

埼玉県企業局建設DX表彰要綱

(目的)

第1条 この要綱は、埼玉県企業局が発注した建設工事・委託業務において、建設DXへの優れた取組を行った県内事業者を表彰することで、当該事業者の意欲を向上させるとともに、他の県内事業者の建設DX推進に資することを目的とする。

(表彰の対象)

第2条 表彰は、表彰実施年度の前年度に完成した工事又は完了した委託業務において、建設DXの取組により優れた成果を挙げ、他の模範となる取組を行なった事業者で、次の（1）から（3）に該当するものに対して行うものとする。

- （1）県内に本店又は主たる営業所を有すること。なお、共同企業体を構成した場合は、他の構成員も県内に本店又は主たる営業所を有すること。
- （2）表彰実施年度の前年度における全工事成績評定点が65点以上であるとともに平均点が75点以上となる建設業者、又は全業務成績評定点が65点以上であるとともに平均点が75点以上となる受託業者。
- （3）表彰の対象となる工事及び委託業務については、低入札価格調査を経て契約締結した場合は対象としない。

(表彰の種類)

第3条 特に優秀な取組や特徴のある取組を行った事業者に対して、建設DX賞を授与する。

(欠格事項)

第4条 第2条に該当する場合であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、表彰を行わない。

- （1）表彰実施年度の前年度当初から表彰日までの間において、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に該当し、入札参加停止又は文書による警告の措置を受け、若しくは措置を受けることが明らかである場合。
- （2）表彰実施年度の前年度当初から表彰日までの間において、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に該当し、入札参加除外の措置を受け、又は措置を受けることが明らかである場合。
- （3）表彰実施年度の前年度当初から表彰日までの間において、県発注の総合評価方式で、正当な理由なく技術資料の内容に基づき履行できなかった場合。
- （4）表彰実施年度の前年度当初から表彰日までの間において、法令の違反に関し、文書による厳重注意を受けるなどの指導を受けた場合。

(5) その他表彰にふさわしくないと判断したもの。

2 共同企業体の構成員に欠格事項が生じた場合は、その共同企業体の表彰は行わない。

(候補者の推薦)

第5条 発注課所長は、第2条の規定に基づく表彰の候補者を推薦するときは、実施基準の定めるところにより審査委員会委員長へ推薦するものとする。

(審査委員会)

第6条 第2条の規定に基づく表彰の候補者について、その可否を審査するため審査委員会（以下「委員会」という。）を設ける。

2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。
3 委員長、副委員長及び委員は、別表第1の職にある者をもって充てる。
4 委員長は、委員会を招集し、会務を総理する。
5 副委員長は、委員長に事故があるとき、又は欠けたとき職務を代理する。
6 委員会は、別に定める実施基準に基づき審査を行い、表彰候補者を選定する。
7 委員長は、審査において必要があるときは、発注課所長又はその指定する職員に出席を求め、説明及び意見を聴取することができる。

(幹事会)

第7条 前条の規定に基づく委員会を補佐するため、幹事会を設ける。

2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成する。
3 幹事長、副幹事長及び幹事は、別表第2の職にある者をもって充てる。
4 副幹事長は、幹事長に事故があるとき、又は欠けたとき職務を代理する。
5 幹事会は、別に定める実施基準に基づき、推薦調書等の資料や発注課所長等へのヒアリングにより、表彰候補者選定に必要な事項を調査、審査し、委員会へ報告するものとする。
6 幹事長は、調査、審査に当たり、発注課所長又はその指定する職員に出席を求め、説明及び意見を聴取することができる。

(被表彰者の決定)

第8条 被表彰者は、委員会の審査結果に基づき、公営企業管理者が決定する。

(表彰の方法)

第9条 表彰は、年1回公営企業管理者が行い、表彰状を授与する。

2 表彰には、副賞を添えることができる。

(事務局)

第 10 条 委員会及び幹事会の事務を処理するために、事務局を設ける。

2 事務局は、工事検査員に置く。

(実施基準)

第 11 条 この要綱の実施に関し必要な基準は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

別表第1

委員会

委員長	局長
副委員長	経営企画部長
委員	水道部長、地域整備課長、水道企画課長、水道管理課長、主席工事検査員

別表第2

幹事会

幹事長	副主席工事検査員または主任工事検査員
副幹事長	幹事長が幹事の中から指定する本庁の主幹相当職
幹事	幹事長が指定する総務課、地域整備課、水道管理課の主幹、主査相当職及び地域機関の担当部長、担当課長相当職